

## 太田市公告

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年太田市条例第265号）第6条の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和 8年 1月 13日

太田市長 穂 積 昌 信

### 1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 太田市新田勤労会館
- (2) 所在地 太田市新田金井町607番地

### 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 公益社団法人太田市シルバーハウス
- (2) 主たる事務所の所在地 太田市西野谷町67番地1
- (3) 代表者の氏名 理事長 天 笠 秀 男

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで